

その他の処理施設を都市計画決定する理由書

1. 本市における各種計画での位置づけ

天理市第5次総合計画（平成22年4月）の中で、クリーンセンターの新設を含めた抜本的な対策を検討する必要があることを示している。

また、天理市都市計画マスタープラン（平成25年4月）の中で、現在の施設の延命を図りつつ、新焼却施設の建設に向けた計画に着手して行くことを示すとともに、天理市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成30年3月）の中で、ごみ処理広域化を推進し、循環型社会推進を目的とした新ごみ処理施設を整備することを示している。

2. 施設整備の必要性

本市では、現クリーンセンターの老朽化が進み、令和6年（平成36年）には焼却炉の耐用年数を超えること及び破碎施設等の老朽化が著しいことから、早急に持続可能なごみ処理体制を確保する必要があるため、広域化による行政効率の向上、ごみ資源の有効活用（発電、余熱利用、再資源化等）などを図り、安定的なごみ処理の継続の確保及び防災拠点としての整備を目的に、県と市町村が連携して取り組む「奈良モデル」の事業手法により、さらなる広域化を目指すことになった。

広域化事業に参加する10市町村では、平成28年3月に組合設立協定書を締結して、平成28年4月に2市7町1村からなる山辺・県北西部広域環境衛生組合を設立した。

施設整備にあたっては、近年の処理技術の向上を最大限に取り入れ、周辺地域との調和・共生を重視し、周辺住民が安心できる施設整備を目指し、持続可能なごみ処理体制を確保するため、ごみ焼却場（エネルギー回収型廃棄物処理施設）及びその他の処理施設（マテリアルリサイクル推進施設）の整備を行うこととした。

3. 位置及び区域設定の考え方

その他の処理施設の位置に関しては、ごみ焼却場の北側隣接地を選定することで、一体的な土地利用を図るべく同一敷地での検討を行ったが、地形、面積要件を満たすことができなかったため、運用上の効率を考え、近隣で地形、面積要件を満たす至近の土地を選定した。区域に関しては分別リサイクルの中間処理に必要最小限な広さを設定している。ごみ焼却場同様、選定した条件は以下のとおり。

－その他の処理施設候補地の選定にあたり考慮した条件－

- ・現に、宅地や農地等の明確な用途に活用されていない点が、地権者との間で確認されている、10,000m²以上の面積を有する土地であること。
- ・土地利用に関する法令（都市計画法、建築基準法、自然公園法など）の規制が

クリアできる土地であること。

- ・現状で概ね平坦な土地であり、大規模な森林伐採や造成などが必要ではないこと。
- ・市内及び連携自治体からの運搬において利便性があり、ごみの収集運搬に係る費用が過度に高額でなく、また道路アクセスが整備済みであって、地域の市民生活に与える渋滞等の影響が抑制される立地であること。
- ・土砂災害や洪水災害の危険性が低い、地形地質の条件であること。

以上の条件から、当該位置が最良で唯一の候補地と判断した。